

## 第1章 橋梁定期点検積算基準

### 第1節 橋梁定期点検業務積算基準

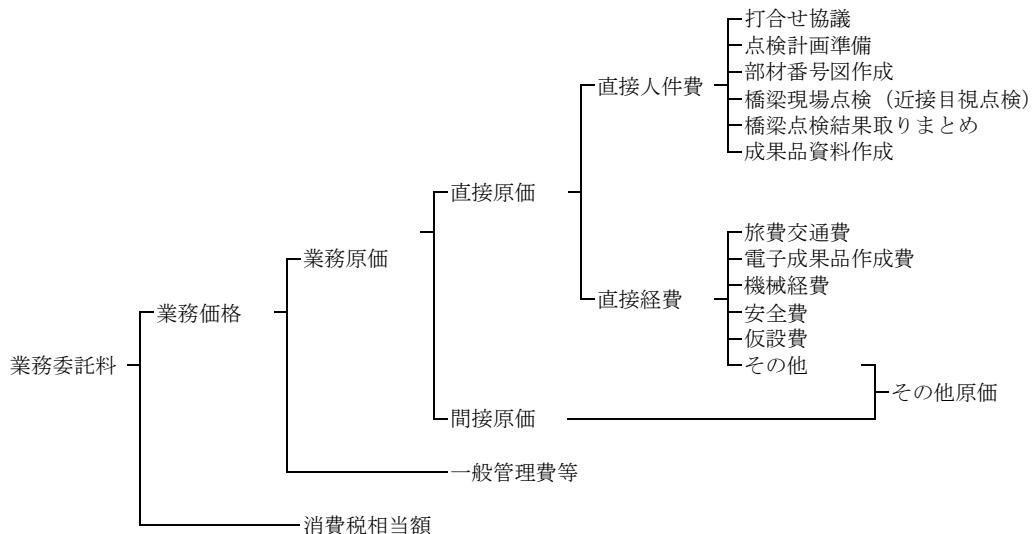
#### 1-1 適用範囲

この積算基準は、「広島県橋梁定期点検要領」(以下「点検要領」という。)に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。

ただし、斜張橋・吊橋については適用外とする。

#### 1-2 業務委託料

##### 1-2-1 業務委託料の構成



### 1-2-2 業務委託料の構成費目の内容

#### (1) 直接原価

##### 1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者的人件費とする。

##### 2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、安全管理を目的とし、橋梁点検に当たり常に適切な交通規制設備、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。

###### (a) 交通規制設備

「保安施設設置基準」によるものとし、作業形態、現地の状況を勘案した交通規制設備の費用とする。

###### (b) 交通誘導員

橋梁現場点検等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

###### e 仮設費

仮設費は、梯子および橋梁に添架された既設の点検路を用いることとするが、点検用の足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。

##### 3) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

#### (2) 間接原価

間接原価は、「土木設計業務等積算基準」による。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

#### (3) 一般管理費等

一般管理費等は、「土木設計業務等積算基準」による。

### 1-3 業務委託料の積算

「土木設計業務等積算基準」による。

なお、機械経費については「3-4 機械経費」、安全費については「3-5 安全費」により計上すること。

## 第2節 電子成果品作成費

「土木設計業務等積算基準書」による。

## 第3節 橋梁定期点検業務標準歩掛

## 3-1 標準歩掛

## 3-1-1 打合せ協議

区分	職種	直接人件費						(1業務当り)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
打合せ協議	着手時			0.5		0.5		
	中間打合せ					0.5	0.5	
	成果品納入時			0.5		0.5		

(注) 1. 打合せには、打合せ議事録の作成及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

2. 中間打合せの回数は、必要回数（1回を標準）を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

## 3-1-2 点検計画準備

区分	職種	直接人件費						(1橋当り)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
点検計画準備				0.1		0.5	0.5	0.2

(注) 1. 点検対象橋梁数分計上すること。

## 3-1-3 部材番号図作成

区分	職種	直接人件費						(1橋当り)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
図面番号図作成	コンクリート橋						0.1	0.3
	鋼橋						0.3	0.3

(注) 1. 部材番号図がない場合または見直しが必要とされた場合に計上する。

## 3-1-4 橋梁現場点検（近接目視点検）

区分	職種	直接人件費						(1橋当り)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
橋梁現場点検（近接目視点検）						0.2	0.2	0.2

(注) 1. 側道橋がある場合は、50%割増すものとする。

2. 点検時において、橋梁点検車等（点検用の足場を含む）を要する場合は別途計上する。

3. 橋梁点検の内業（結果取りまとめ）は「3-1-5 橋梁点検結果取りまとめ」で計上する。

## 3-1-5 橋梁点検結果取りまとめ

区分	職種	直接人件費						(1橋当り)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
橋梁点検結果取りまとめ						0.2	0.3	0.2

(注) 1. 点検対象橋梁数分計上すること。

## 3-1-6 成果品資料作成

区分	職種	直接人件費						(1橋当り)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
成果品資料作成						0.1		0.1

(注) 1. 点検対象橋梁数分計上すること。

## 3-2 点検橋梁が複数ある場合の橋梁間の移動

点検橋梁が複数ある場合は、橋梁間の移動として、橋梁現場点検（近接目視点検）に下記歩掛を追加する。  
(1回当り)

区分	職種	直接人件費					
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)
橋梁間の移動						0.1	0.1

## 3-3 標準歩掛の補正

次の業務において、橋長が5m以上400m未満の場合は、下表で標準歩掛を補正するものとする。

- (1) 点検計画準備
- (2) 部材番号作成
- (3) 橋梁現場点検（近接目視点検）
  - 1) 側道橋がある場合は、標準歩掛を割増した後、補正するものとする。
  - 2) 点検橋梁が複数ある場合の橋梁間の移動については、補正の対象外とする。
- (4) 橋梁点検結果とりまとめ

## 標準歩掛の補正

橋長	5m以上 10m未満	10m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上 30m未満	30m以上 50m未満	50m以上 75m未満	75m以上 100m未満	100m以上 150m未満	150m以上 200m未満
補正係数	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	2.0	2.2
橋長	200m以上 250m未満	250m以上 300m未満	300m以上 350m未満	350m以上 400m未満					
補正係数	2.4	2.6	2.8	3.0					

### 3-4 旅費交通費

通勤日数については、次により算出する。

なお、通勤日数の算出に当たり、端数が生じた場合は、小数第 1 位以下を切り上げるものとする。

交通費日数 = 打合せ協議回数 + 橋梁現場点検日数

(1) 打合せ協議回数

打合せ協議回数は、着手時、成果品納入時の各 1 回に中間打合せ回数を加えた合計回数とする。

(2) 橋梁現場点検日数

橋梁現場点検日数は、橋梁現場点検（近接目視点検）に橋梁間の移動を加えた合計日数とする。

### 3-5 機械経費

橋梁点検において、橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

(1 日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般（又は特殊）	人	1.0	(注) 1. による
燃料費		L		運転 1h 燃料消費料 × T T : 運転日当たり運転時間
点検車賃料		台・日	1.0	賃貸料金（1 日）
諸雑費		式	1	端数処理：有効数字 4 桁のまるめ
計				

(注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合（橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある）は一般運転手を計上する。

2. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間を除く運転日数について 8h/作業時間の割り増しを行う。

### 3-6 安全費

橋梁点検において、交通規制設備、交通誘導員等を要する場合は、費用を計上する。

#### 3-6-1 交通規制設備

名称	規格	単位	単価	備考
交通規制設備	規制車両なし	日	5,000	
	規制車両あり	日	30,000	

- (注) 1. 交通規制設備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置・撤去に要する費用および使用期間中の損料とする。  
2. 交通規制設備（車両規制なし）とは、道路上の作業に伴い、点検現場を移動しない場合とする。

#### 3-6-2 交通誘導員

橋梁点検車を使用する場合は、車両前後に交通誘導員を1名ずつ配置することを基本とする。ただし、現地状況、関係機関との協議の結果等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。